





ニュース

2021/5

Maintenance Service

持っていますか? 油圧ショベルでの作業に必要な資格



労働安全衛生法による 技能講習修了証 KOBELCO TRAINING SERVICES CO.,LTD. ② 氏 名:ドクターコメンテ 生年月日:1999年10月1日 住 所:広島県広島市佐伯区 五日市港2丁目2番1号 令和3年8月11日交付9999999 兵庫労働局長登録教習期間 コールコ教習下禁証 明石教習センター

建設機械における資格の扱いについて

油圧ショベルでの作業を含む特定の業務では、

労働安全衛生法第61条にて業務に関わる免許・資格の取得、

講習の受講が定められています。

ご自身の作業に 必要な資格を 必ず取得しましょう KOBELICO

該当業務例

整地・運搬・積み込み用又は 掘削用の車両系建設機械の運転

解体用の車両系建設機械の運転

移動式クレーンの運転

※上表は一例です。(2021年3月31日時点) 該当業務については労働安全衛生法を必ずご確認ください。

必要な資格例は裏面へ

「ドクター・コメンテ」

メンテナンスサービス





油圧ショベルでの整地・運搬・積込み・掘削作業に必要な資格

使用する油圧ショベルに合わせた資格が必要です。

条件

必要な資格

機体質量が 3t 未満

例:SK30SR*1 以下のモデルクラス

小型車両系建設機械

(整地・運搬・積込み用及び掘削用) 運転特別教育

機体質量が 3t 以上

例:SK35SR 以上のモデルクラス

車両系建設機械

(整地・運搬・積み込み用及び掘削用)運転技能講習

油圧ショベルでの解体作業に必要な資格

油圧ショベルの資格と合わせ次の資格が必要です。

条件

必要な資格

機体質量が 3t 未満

例:SK30SR*1以下のモデルクラス

小型車両系建設機械(解体用)運転特別教育

機体質量が 3t 以上

例:SK35SR 以上のモデルクラス

車両系建設機械(解体用)運転技能講習

※1:仕様により機体質量が3tを超える場合があります。

油圧ショベルでの吊り作業に必要な資格

定格荷重が 3t 未満のハイリーチショベルで吊り作業を行う際は ショベルの資格と合わせ下記の資格が必要です

条件

必要な資格

つり上げ荷重が 5t 未満の移動式クレーンの運転

小型移動式クレーン運転技能講習

つり上げ荷重が 1t 以上のクレーンの玉掛け業務

玉掛け技能講習

つり上げ荷重が 1t 未満のクレーンの玉掛け業務

玉掛け特別教育

コベルコ教習所は親切・丁寧な指導で資格取得を サポートします。講習のご相談、資料請求など お気軽にお尋ねください。

コベルコ教習所の



リレコ建機株式会社

www.kobelco-kenki.co.jp

東京本社/〒141-8626 東京都品川区北品川5-5-15 ☎03-5789-2111

コベルコ建機日本株式会社

北海道支社 ☎011-788-2382 関東支社 **☎**047-328-2322 中部支社 **☎**052-603-1201 中四国支社 ☎082-810-3660

社 T272-0002 千葉県市川市二俣新町17 ☎047-328-7111 東北支社 **2**0223-24-1141 上信越支社 **2**025-259-3711 関西支社 2006-6414-2108 九州支社 2092-410-3030 ■ 点検・修理のご用命は・・・・・